

伝法院通りの建物収去土地明渡等請求事件に係る和解について

1. 提訴以降の経過

令和4年1月17日	東京地方裁判所に提訴
4月	進行協議開始
令和6年4月	裁判所から和解による解決を提案される。以降、和解に向けた協議を実施
令和7年11月	和解内容について双方が仮合意

2. 主な和解条項の内容

項目	内容
明渡期限	被告らは、連帯して、令和8年7月31日までに本件各建物を収去し、本件各土地を明け渡す。
道路補修	被告らは、本件各土地の路面を原状に復旧する。
占用料相当損害金	被告らは、連帯して、本件各土地の明渡しまでの占用料相当損害金として、800万円の支払義務があることを認める。 ※支払期限 令和7年12月31日まで：400万円 令和8年3月31日まで：400万円
第三者移転の禁止	被告らは、本件各土地の明渡しまで、本件各建物それぞれの占有を第三者に移転してはならない。
違約金	【被告らが本件各土地の明渡しを遅滞したとき】 明渡が遅滞した土地ごとに665万6,100円及び令和8年8月1日から土地の明渡し済みまで1日当たり1万円の割合による金員を支払う。
	【被告らが本件各建物の占有を第三者に移転したとき】 違反土地ごとに665万6,100円を支払う。

3. 今後の予定

令和7年12月19日	企画総務委員会	和解に関する議案の審議
------------	---------	-------------